

# 大分県報

令和五年  
五月十九日  
（七七）  
号外

（金曜日）

## 目次

### 選挙管理委員会告示

大分県議会議員選挙中津市選挙区における当選の効力に関する異議の申出に対する決定…一  
大分県議会議員選挙大分市選挙区における当選の効力に関する異議の申出に対する決定…四

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第六十五号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙中津市選挙区における当選の効力に関する、大分県中津市大字上宮永二百十六番地二毛利正徳から提起された異議の申出について、次のとおり決定した。

令和五年五月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

#### 決 定 書

大分県中津市大字上宮永216番地2  
異議申出人 毛利 正徳

異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年4月13日付けで提起された同年4月9日執行の大分県議会議員選挙中津市選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、大分県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

理 由

#### 第1 異議申出の要旨

申出人は、本件選挙の当選人今吉次郎の当選を無効とする決定を求めて、当委員会に対し異議を申し出たものである。

#### 1 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すると以下のとおりである。

(1) 本件選挙の当選人とされた今吉次郎候補の得票が6,179票、次点とされた申出人の得票が6,173票であり、その得票差はわずか6票にとどまるが、本件選挙の開票及び集計作業において使用する機械のエラーによる集計ミスの可能性は否定できず、また、人為的なミスが生じていないとも限らない。

本件選挙においては投票総数33,358票のうち無効票が580票あり、この中に有効とされるべき投票が誤って無効票として集計された危険性も排除できない。

(2) 本件選挙の開票結果の疑義について、選挙結果に誤りが無いことを確認するため、開票調査の実施を求める。

#### 第2 決定の理由

当委員会は、本件異議の申出を受理した後、本件選挙の開票を行った中津市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）から関係資料の提出を受け、申出人に口頭による意見陳述の機会を設けた上で、慎重に審理を行った。

当選の効力に関する訴訟において、当選無効となる違法事由は、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その（当選無効の）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決、同旨昭和28年2月17日東京高裁判決）とされている。

当委員会は、このような観点から、異議申出の理由について、次のとおり判断する。

#### 1 異議申出の理由(1)について

令和五年五月十九日

大分県報号外（選挙委員会告示）

1

市委員会から提出された関係書類等を総合すると、本件選挙の開票事務については、概ね以下の事実が認められる。

なお、本件選挙では、法第79条第1項の規定により、開票事務が選挙会事務に併せて行われたことにより、選挙長及び選挙立会人が、選挙会事務とともに、開票管理者及び開票立会人が行うべきものとされている開票事務を行っており、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載された。

(1) 開票は、令和5年4月9日午後8時45分から中津市大貞377番地1ダイハツ九州アリーナにおいて行われた。

なお、同日執行された大分県知事選挙の開票についても、同時刻から、同会場において行われた。

(2) 本件選挙における立会人は4人であり、申出人を含む本件選挙の4人全ての候補者が届け出をした者だった。

(3) まず、立会人の立会いの下、全ての投票箱に鍵がかかっていることを確認した後、投票箱の鍵を開け、開披台に投票用紙を取り出し、混同させた後、重なりや折れをなくし、四隅を揃え、「仮置き場」に整理した。

なお、全ての投票箱は、投票用紙を取り出した後、開票が終了するまで開票所内で保管していた。

(4) 第1分類係は、読取分類機1台を使用し、「仮置き場」にある投票用紙を、各候補者の名前が記載された有効票、白紙票及び読み取り不能票に分類した。

有効票は候補者別にまとめられて点検係に、白紙票は第2審査係に、読み取り不能票は第2分類係にそれぞれ回付した。

(5) 第2分類係は、第1分類係の読取分類機で読み取りができなかった投票用紙を目視で候補者氏名別に仕分け、明らかな有効票は候補者別にまとめて点検係へ、疑問票や無効票等は第1審査係へ回付した。

この際、読み取り不能票に白紙票が入っている場合は、必ず表裏両面を確認し、第1審査係に回付した。

(6) 点検係は、2人1組となり、第1分類係、第2分類係及び第1審査係から回付された有効票の中に他の候補者の有効票や疑問票が混入していないか1枚ずつ2回点検し、計数機係に回付した。

この際、1人の点検が終了した都度、異なる色（1回目：赤色、2回目：黄色）の色厚紙の点検済票を添付することにより、点検漏れを防止する措置を取った。

(7) 計数機係は、点検係から回付された有効票に2色の点検済票が添付されているか確認

し、さらに容器と票の候補者名が同一であることを確認した後、2台の計数機を使用し、同一票を計2回計数した。

2回の計数が終了した投票用紙を輪ゴムで100票1束に結束して、効力決定記載係へ回付した。

各候補者等の票数が100票に満たない場合は、最後の票束かどうかを点検係に確認し、指定された付箋紙にその票数を記入し、票束の上に添付した後に輪ゴムで留め、100票1束ではない端数であることを口頭で伝えて効力決定記載係に回付した。

(8) 効力決定記載係は、最終点検として2人1組で票の混在がないか確認作業を行った上で、計数機係が数えた100票束を500票束に結束し、候補者のバーコード決定表を得票束の候補者名と相違がないか確認のうえ添付した。

500票未満の端数票は、その票数を記入した上でバーコード決定表を添付した。バーコード決定表記載の番号に対応する「有効投票チェック表」の同一番号欄にチェックをし、バーコード決定表の「効力決定欄」に担当者の印を押した後、立会人全員と選挙長に回付し、それぞれ確認を受けた。

(9) 第1審査係は、第2分類係や点検係から回付された疑問票等を有効票と無効票に分類した。

疑問票のうち基準に照らして明らかに有効票であるものは、候補者別に分類し専用のカゴを使用し点検係に回付した。

その他有効と考えられる票や点字票は、おおまかに推定される候補者別に分け、また無効と考えられる票は、白紙票、完全無効票の2種類に分け事務主任者に確認し第2審査係へ回付した。

(10) 第2審査係は、第1審査係から回付された点字票、白紙票、疑問票、無効票等を判例や実例の基準に基づき審査した。審査の結果、有効の場合は、候補者ごとにバーコード決定表を添付し、票数を記入して立会人、選挙長に回付した。

白紙票については、2人1組で表裏を確認の上、100票束にしてバーコード決定表を添付し、輪ゴムで括束し、立会人には回付せず選挙長に回付した。

白紙票以外の無効票は、無効事由ごとにバーコード決定表を添付し、票数を記入して立会人、選挙長に回付した。

あわせて無効投票チェック表に票数を記載した。

(11) 立会人は、1人ずつ、自席において回付された全ての票を点検後、各票束に付された決定表の所定の欄に押印等の確認を行い、次の立会人に回付した。

(12) 全ての立会人による点検を受けた票束は、選挙長に回付し、選挙長が有効、無効を決

定した。

(13) 集計係は、効力決定記載係から立会人、選挙長に回付し確認を受けたバーコード決定表とその票束の数に相違がないかを確かめた後、2人1組で、500票束はバーコード読み取りによる自動集計で、500票未端の端数票は票数をパソコンに入力し、候補者別に集計を行う。なお、集計作業は同一の票束を2台のパソコンで入力し、それぞれの数値を確認しながら行った。

第2審査係から立会人、選挙長に回付し確認を受けた点字票、投票効力を決定した有効票、無効票も、バーコード決定表と票数に相違がないか確認し、同様にバーコードリーダーで読み取った後パソコンで入力作業を行った。

パソコン入力済みの票はバーコード決定表の集計欄に担当者が押印し、候補者別の集積台に送付し、立会人が自由に確認できる状態とした。

(14) 集計の結果、本件選挙の投票総数は33,358票、有効投票数は32,778票、無効投票は580票（うち白紙投票299票）であり、投票総数33,358票と投票者数33,358人も合致しており持ち帰り票等もなかった。同日開票作業に引き続き開催された選挙会において、開票の結果が確認され、大友栄二氏（得票数11,220票）、吉村尚久氏（同9,206票）、今吉次郎氏（同6,179票）が当選人と決定され、申出人（同6,173票）が次点で落選となった。

(15) 選挙会終了後、申出人が届け出た立会人から、最下位当選者と落選者の票差が僅差であることを理由に投票の再点検の要求があったものの、選挙長の説明を受け、最終的には選挙の結果等を記載した選挙録が作成され、選挙長及び全ての立会人が選挙録の記載が真正であることを確認の上、自ら署名を行ったと認められる。

以上によれば、本件選挙の開票及び選挙会の事務は、他の候補者の混入がないか幾重にもチェックを行うとともに、立会人に白紙票以外の全ての票の確認を求めるといふ体制の下、選挙長によって適法かつ適正に執行されたものと認められる。

申出人は、当選無効原因として「各候補者の有効得票数の算定の違法」を主張していると推察するが、算定の違法を裏付ける具体的な証拠を示している訳ではない。

なお、申出人は違法の可能性の根拠として、機械のエラーによる集計ミスを指摘するが、上述のとおり、読取分類機による分類後には、人間の目による記載内容の確認が行われており、計数機及びバーコードリーダーを使用する際は、2台の機械の数が一致することで確定されている。

また、人為的なミスの可能性についても指摘するが、票の混入については、点検係において2人によるチェックが行われたのち、効力決定記載係でも2人による確認が行われること

で補充されている。

以上を踏まえると、最下位当選人と落選者の票差が6票であるとはいえ、4人の候補者の氏名に類似性が見られないこと、全ての候補者が選挙立会人を届け出てその監視の下で開票及び選挙会の事務が円滑に遂行されたことをあわせて考えると、申出人の主張は憶測の域を出ないものである。

よって申出人の主張は採用できない。

## 2 異議申出の理由(2)について

5月2日に行った口頭意見陳述において、申出人は、職員や立会人は迅速な対応が求められたこと、開票所で発表された投票率の速報値が直後に修正されたことなどをもち、票の混入があった可能性が疑われるため、再開披を行うべきと主張した。しかしながら、上述のとおり選挙会は、多くの職員・立会人による多重チェックが行われ、最終照合のち確定されたものである。

以上から、上記1でも示したとおり、申出人が求める開披調査の実施を必要とするに足る合理的な理由が認められないことから、申出人の主張は採用できない。

## 第3 結論

以上のとおり、本件選挙における当選人の当選を無効とする申出人の主張は理由がない。よって、主文のとおり決定する。

令和5年5月12日

大分県選挙管理委員会

委員長 一 木 俊 廣

委員 阿 部 良 秀

委員 秦 喜 美 恵

委員 角 山 光 邦

教 示

この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。（公職選挙法第207条）

大分県選挙管理委員会告示第六十六号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙大分市選挙区における当選の効力に関し、大分県大分市大字羽田二百二十六番地の八箕迫高明から提起された異議の申出について、次のとおり決定した。

令和五年五月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

決 定 書

大分県大分市大字羽田226番地の8  
異議申出人 箕迫 高明

異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年4月17日付けで提起された同年4月9日執行の大分県議会議員選挙大分市選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、大分県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

理 由

第1 異議申出の要旨

申出人は、本件選挙の当選人の当選を無効とする決定を求めて、当委員会に対し異議を申し出たものである。

1 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すると以下のとおりである。

- (1) 職員が、投票用紙読取分類機（以下「分類機」という。）の申出人に割り当てられたスタッカーから投票用紙を隣の仕分カゴに移動させる際、申出人の投票用紙を他の候補者の仕分カゴに混入させ、申出人の票が他の候補者の得票として扱われるという不適切な仕分作業が行われた。
- (2) 分類機による投票の分類作業中、何らかの理由あるいは人為的理由により申出人のスタッカーへ票が送りこまれず、読み取り不能票として分類され、その後、他の候補者の票として混入された。
- (3) 不適切な仕分け作業により、申出人の得票数が少なくなっていることから、本件選挙の開票、集計作業のやり直しを求める。

第2 決定の理由

当委員会は、本件異議の申出を受理した後、本件選挙の開票を行った大分市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）から関係資料の提出を受け、慎重に審理を行った。

当選の効力に関する訴訟においては、当選無効となる違法事由は、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決、同旨昭和28年2月17日東京高裁判決）とされている。

当委員会は、このような観点から、異議申出の理由について、次のとおり判断する。

- 1 市委員会から提出のあった資料によれば、開票事務は概ね次の手順により行われている。
  - (1) 開披された投票は分類機に通され、候補者ごとの票、白紙票、抜分票、分類機で読み取り不能だった票（以下「リジエクト票」という。）、再度分類機に通す必要がある票（以下「再読込票」という。）に割り当てられたスタッカーに自動的に仕分けられる。
  - (2) 分類された投票のうち、再読込票は用紙の折れ等を直し再度分類機に通し、再読込票以外はスタッカーごとに表示されている番号又は文字と、候補者名、白紙票、抜分票及びリジエクト票の表示が付いた仕分カゴに表示されている番号又は文字が同じであることを確認した上で移動される。

<p>(3) 仕分カゴに移動した投票のうち、候補者名ごとに分類された投票は点検係へ、白紙票及び按分票は審査1係へ、リジェクト票はリジェクト分類係へ運ばれる。</p> <p>(4) リジェクト分類係に運ばれたリジェクト票は、候補者の有効票として分類された票は点検係へ、疑問票として分類された票は審査1係へ運ばれる。</p> <p>(5) 上記(3)で候補者名ごとに分類された投票及びリジェクト分類係で候補者の有効票として分類された票は、点検係にて他の候補者の票が混入していないかの点検を経た後、計数機係で100票ずつ計数され、決定表記載係に運ばれる。また、決定表記載係にて計数済みの100票に他の候補者の票が混入していないかの点検も行い、500票束にし、決定表を添付し、整理係に運ばれる。最後に、整理係で500票束の中に他の候補者の票が混入していないか再度点検し、選挙長の最終点検を受け、得票集積台に候補者ごとに積み重ね、選挙立会人の確認を受ける。</p> <p>(6) なお、500票に満たない票は、終盤に端数票として決定表にその票数を記入し、上記(5)同様に各係の点検を受けた後、選挙長の最終点検を受け、得票集積台に候補者ごとに積み重ねられ、選挙立会人の確認を受ける。</p> <p>(7) 上記(3)(4)で審査1係に持ち込まれた白紙票、按分票及び疑問票は、候補者ごとの有効票又は疑問票として仕分けられた上で、有効票は他の候補者の票の混入がないかなど人を換えて計2回の点検を経た後、計数機で枚数を確認し、選挙長の最終点検を受け、得票集積台に候補者ごとに積み重ねられ、選挙立会人の確認を受ける。</p> <p>(8) 審査1係で疑問票となった投票は、審査2係で審査を行い、有効票と審査された投票は、審査1係に運ばれ、候補者ごとに仕分けられた上で、それぞれ他の票の混入がないかなど人を換えて計2回の点検を経た後、計数を行い、決定表を添付し、選挙長の最終点検を受け、得票集積台に候補者ごとに積み重ねられる。</p> <p>審査2係で無効票と審査された投票は、裏面に記載がないかなど人を換えて2回点検を経た後、計数を行い、決定表を添付し、選挙立会人に回付した後、選挙長の最終点検を受け、得票集積台に積み重ねられる。</p> <p>審査1係から審査2係に運ばれた按分票は、按分一覧表をもとに分類を行った後、決定表を添付し、選挙立会人に回付した後、選挙長の最終点検を受け、得票集積台に運ばれる。</p> <p>審査2係で疑問票となった投票は、審査3係で効力判定資料を参考に有効票又は無効票に分類する。有効票は、決定表を添付し、選挙立会人に回付した後、選挙長の最終点検を受け、得票集積台に候補者ごとに積み重ねられる。無効票は、無効事由を伝えて審査2係に運ばれ、上記同様の作業を行う。</p>	<p>2 異議申出の理由(1)について 開票事務従事者が申出人に割り当てられたスタッカーから票を隣の仕分カゴに移動させる際、当該開票事務従事者が申出人の票を他の候補者用の仕分カゴに混入させたことについては、客観的な証拠の提出はなく、申出人の憶測にすぎない。</p> <p>仮に申出人が主張するような他の候補者への票の混入があれば、点検係、決定表記載係、整理係などで発見されるか、選挙長及び選挙立会人等によって容易に認識されると認められることから、そのような状態のまま選挙録が作成されることはおよそ考えられない。そして、本件選挙では、選挙長及び選挙立会人の確認及び署名を得て適法に選挙録が作成されている。</p> <p>よって、申出人の主張は採用できない。</p> <p>3 異議申出の理由(2)について 申出人は、分類機による投票の分類作業中、何らかの理由あるいは人為的理由により申出人のスタッカーへ票が送り込まれず、リジェクト票として分類され、その後、他の候補者の票として混入されたと主張する。</p> <p>しかし、申出人の投票が具体的にどのような手段、方法でリジェクト票とされたかについては申出人からは示されていない。なお、市委員会によると分類機に特定の候補者へ投票を分類させないようにする設定はない。</p> <p>また、リジェクト票についても、他の候補者の投票に混入させたという証拠は示されていない。なお、リジェクト分類係による分類後、申出人が主張するような他の候補者への票の混入があれば、点検係、決定表記載係及び整理係などで発見されるか、選挙長及び選挙立会人等によって容易に認識されると認められることから、そのような状態のまま選挙録が作成されることはおよそ考えられない。そして、本件選挙では、選挙長及び選挙立会人の確認及び署名を得て適法に選挙録が作成されている。</p> <p>よって、申出人の主張は採用できない。</p> <p>4 異議申出の理由(3)について 上記2及び3で示したとおり、申出人が求める開票作業のやり直しを必要とするに足る合理的な理由が認められないことから、申出人の主張は採用できない。</p> <p>第3 結論 以上のとおり、本件選挙における当選人の当選を無効とする申出人の主張は理由がな</p>
--	---

い。  
よって、主文のとおり決定する。

令和5年5月12日

大分県選挙管理委員会

委員長 一 木 俊 廣  
委員 阿 部 良 秀  
委員 秦 喜 美 恵  
委員 角 山 光 邦

教 示

この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。（公職選挙法第207条）